

レベル	行動の目安（感染者の状況、国、県、市の指針、学内感染の状況等により判断）	教員	授業（講義・演習・実習）	学生の課外活動	学内会議	事務体制	出張
0	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
1	国内で感染が発生している。	検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出校	換気や3密防止など感染防止に十分な注意を払い通常授業を実施	感染への注意を喚起した上で、課外活動を許可	感染に十分な対策を講じた上で、対面会議を実施	検温、手洗いなど感染に十分な対策を講じた上で、通常勤務	感染に十分な対策を講じた上で、出張許可
2	国内で緊急事態宣言が発出されるなど、地域により一定の行動制限あり。	検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出校。 なお、遠隔地から通勤する教員は在宅勤務の場合あり。	換気や3密防止など感染に十分な注意を払い、原則として通常授業を実施。 ただし、遠隔地から通勤する教員が在宅勤務の場合は遠隔授業とする。	感染への注意を喚起した上で、一部の課外活動を許可	感染に十分な対策を講じた上で、対面会議を実施。 ただし、遠方から通勤する教職員はオンライン会議での参加の場合あり。	検温、手洗いなど感染に十分な対策を講じた上で、通常勤務	感染に十分な対策を講じた上で、出張許可。 ただし、緊急事態宣言が発出されている地域、感染が拡大している地域への出張は控えることとする。
3	福島県内に緊急事態宣言発出、又は福島市に緊急警報発出、もしくはこれらに準じる状況で、所在地に一定の行動制限あり。	検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出校。滞在時間は最小限にする。 なお、状況の深刻度合いにより、在宅勤務の場合あり。	換気や3密防止など感染に十分な注意を払い、原則として通常授業を実施。 ただし、遠隔地から通勤する教員が在宅勤務の場合は遠隔授業とする。	全面禁止	会議は原則として対面で行うが、状況に応じてオンライン会議とする。	検温、手洗いなど感染に十分な対策を講じた上で、状況に応じて時差出勤等を行う。	緊急の場合を除き、原則として出張は控えることとする。
4	本キャンパスにて感染者が発生している。	感染者発生時は該当するキャンパスの状況により、構内立入制限、指定者以外在宅勤務とする。 感染リスクがなくなったことを確認後、検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出校。滞在時間は最小限にする。	感染者発生時は該当するキャンパスの状況により、原則として不要不急の入校禁止とし、遠隔授業での対応とする。 感染リスクがなくなったことを確認後、段階的に通常授業を実施する。	全面禁止	対面会議は必要最小限、原則オンライン会議とする。	感染者発生時は該当するキャンパスの状況により構内立入制限、必要最小限人数での交替勤務、それ以外は在宅勤務とする。 感染リスクがなくなったことを確認後、検温、手洗いなど感染防止対策に十分な注意を払い出勤。滞在時間は最小限にする。	感染者発生時は全面禁止とする。 学内での安全を確認後、やむを得ない特別な事情がある場合のみ許可する。
5	本キャンパスにてクラスターなど大幅な感染拡大が発生している。	不要不急以外の学内立ち入りは避け管理職者や指定した教員のみ出勤とし、その他教員は在宅勤務	入校禁止 遠隔授業のみ	全面禁止	オンライン会議のみ	管理職者や指定した職員のみ勤務とし、それ以外は在宅勤務	全面禁止

※ 1月27日以降、レベルを引き上げる事態が生じた場合には速やかな状況判断をおこない、適切なレベルでの対応を決定し、周知します。

※ このBCPはフェーズの状況等により内容を変更する場合があります。

・各項目の詳細については以下のガイドラインを参照してください。（本学ホームページ掲載）

1. 福島学院大学 新型コロナウイルス感染症防止のための ガイドライン
2. 福島学院大学 面接授業全面再開のガイドライン
3. 福島学院大学 学生生活に向けてのガイドライン